

子育て支援医療費助成制度  
ひとり親家庭等医療費助成制度

**施術所用事務の手引き**

金沢市

令和元年9月

【令和5年10月改訂】

## 目 次

1. 子育て支援医療費助成の概要 .....	P1
2. ひとり親家庭等医療費助成の概要 .....	P2
3. 現物給付方式・償還払い方式の流れ .....	P4
(1) 現物給付方式	
(2) 償還払い方式	
4. 給付方法について .....	P7
(1) 現物給付方式となるもの	
(2) 償還払い方式となるもの	
5. 施術所での取扱いについて .....	P9
(1) 医療証等の確認	
(2) 有効期間の確認	
(3) 公費負担者番号	
(4) 医療証等	
(5) 窓口での徴収方法	
6. 療養費支給申請書の記載要領（現物給付） .....	P13
(1) 療養費支給申請書作成にあたっての留意点	
(2) 療養費支給申請書の記載事例	
Q & A編 .....	P17

# 1. 子育て支援医療費助成の概要

## (1) 医療費の助成を受けられる方

金沢市に住民登録があり、国民健康保険または社会保険に加入している子どもの保護者です。ただし、生活保護を受けている方を除きます。

## (2) 助成の対象年齢・期間

令和5年9月診療分まで

入院・通院：お子さんの誕生日（または転入日）から中学3年生（満15歳になった日以後の最初の3月末日）まで

令和5年10月診療分から

入院：お子さんの誕生日（または転入日）から満18歳になった日以後の最初の3月末日）まで

通院：お子さんの誕生日（または転入日）から中学3年生（満15歳になった日以後の最初の3月末日）まで

## (3) 助成対象

健康保険が適用された入院・通院医療費です。

※助成対象外となる費用の例は下記のとおりです。

自費診療分、健康診断の費用、予防接種の費用、分娩費用、おむつ代、薬の容器代、文書料、入院中の食費、選定療養（差額ベッド代、紹介状なしの200床以上の病院の初診料等）

## (4) 所得制限

なし

## (5) 助成方法

「現物給付方式」と「償還払い方式」の2種類あります。

## (6) 窓口負担額・負担上限額

医療機関（保険医療機関、保険薬局）及び施術所※（以下、「医療機関等」という。）における窓口負担額は下記のとおりです。

※ 施術所とは柔道整復師、はり・きゅう師、あん摩・マッサージ指圧師が開設している施術を行うための施設をいう。

○現物給付方式の場合 ・・・・・・・①

令和5年9月診療分まで

〔 入院：1レセプトあたり1,000円  
通院：1医療機関あたり1日500円以内  
調剤：無料（保険薬局における保険調剤） 〕

令和5年10月診療分から

〔 入院：無料  
通院：1医療機関あたり1日500円以内  
調剤：無料（保険薬局における保険調剤） 〕

○償還払い方式の場合、保険診療の一部負担金（2割または3割）・・②

0～15歳までのお子さんについて医療機関の窓口で支払った額（①+②）の1か月分の合計額から1,000円を差し引いた金額を、後日、市から保護者の口座に振り込みます。

## 2. ひとり親家庭等医療費助成の概要

### （1）医療費の助成を受けられる方

金沢市に住民登録があり、国民健康保険または社会保険に加入し、児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない児童を養育している方です。ただし、生活保護を受けている方を除きます。

※ ひとり親家庭等医療費助成制度の「児童」は「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第1に定める程度の障害の状態にある者」です。

### （2）助成の対象年齢・期間

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童で、児童が、満18歳になった日以後の最初の3月末日までです。

ただし、中程度以上の障害のある児童の場合は、満20歳になる誕生日の前日までです。

### （3）助成対象

健康保険が適用された入院・通院医療費です。

※助成対象外となる費用の例は下記のとおりです。

自費診療分、健康診断の費用、予防接種の費用、分娩費用、おむつ代、薬の容器代、文書料、入院中の食費、選定療養（差額ベッド代、紹介状なしの200床以上の病院の初診料等）

### （4）所得制限

児童扶養手当と同様の所得制限があります。（全部停止の方は受けられません。）

### （5）助成方法（児童と親は、助成方法が異なります）

○児童の場合：「現物給付方式」と「償還払い方式」の2種類あります。

○父又は母の場合：「自動償還払い方式」と「償還払い方式」の2種類あります。

## (6) 窓口負担額・負担上限額

### [児童の場合]

令和5年9月診療分まで	1か月につき上限1,000円
令和5年10月診療分から	自己負担 なし

医療機関や保険薬局における窓口負担額

#### ① 現物給付方式の場合

令和5年9月診療分まで

入院：1レセプトあたり1,000円
通院：1医療機関あたり1日500円以内
調剤：無料（保険薬局における保険調剤）

令和5年10月診療分から

入院：無料
通院：無料
調剤：無料（保険薬局における保険調剤）

#### ② 償還払い方式の場合 保険診療の一部負担金（2割または3割）

後日、下記について市から保護者の口座に振り込みます。

- 令和5年9月診療分までは、医療機関の窓口で支払った額（①+②）の1か月分の合計額から1,000円を差し引いた金額
- 令和5年10月診療分からは、保険診療の一部負担金（②）全額

### [父または母の場合]

○自動償還払い方式の場合、保険診療の一部負担金（3割）を支払う

（助成金の申請手続きは不要） ····· ①

○償還払い方式の場合、保険診療の一部負担金（3割）を支払う

（助成金の申請手続きが必要） ····· ②

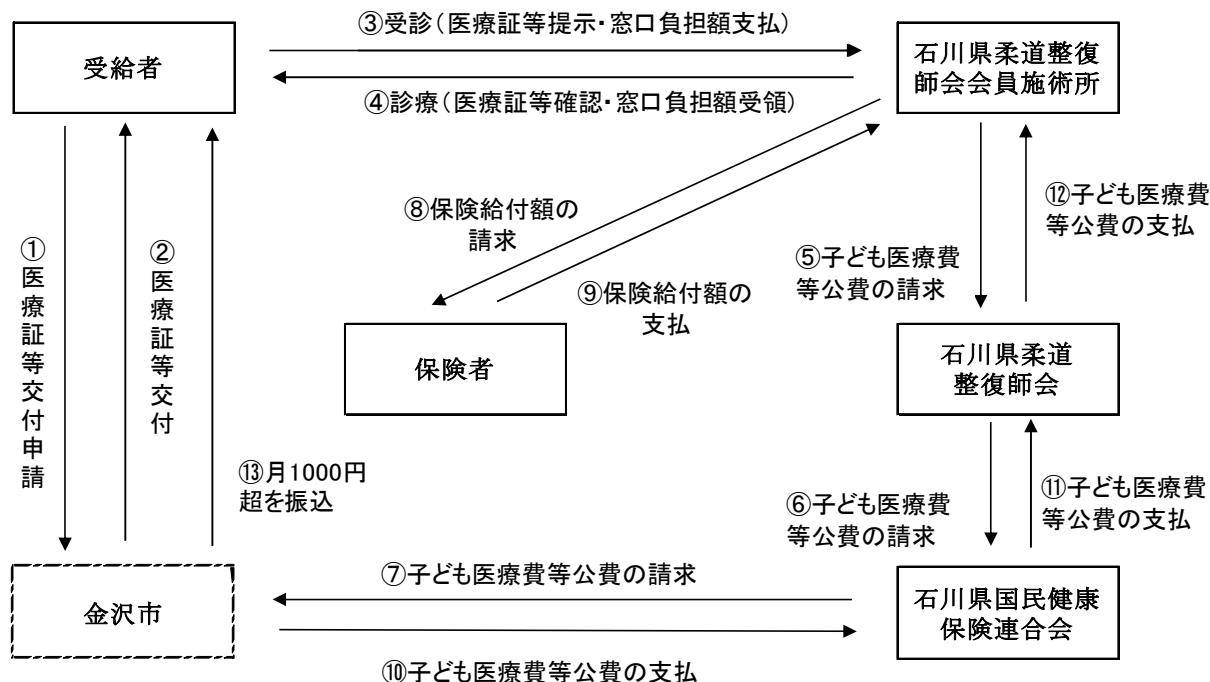
医療機関等の窓口で支払った額（①+②）の1か月分の合計額から1,000円を差し引いた金額を後日金沢市から受給者の口座に振り込みます。

### 3. 現物給付方式・償還払い方式の流れ

#### (1) 現物給付方式

施術所の窓口では、子ども医療証またはひとり親家庭等医療費受給資格証（以下、「医療証等」という。）に記載されている窓口負担額までを徴収します。保険診療の一部負担金額（医療費の2割または3割）と徴収した窓口負担額の差額を、国保連合会または金沢市へ子ども医療費等公費分として請求する方法です。

《石川県柔道整復師会会員施術所の場合》



※⑬について、令和5年10月診療分以降ひとり親児童については全額振込

#### 【現物給付のポイント】

##### ① 受給者

- ・施術所窓口で医療証等を提示すると、窓口負担額（通院は1施術所あたり1日500円以内。令和5年10月診療分からひとり親児童は窓口負担額なし）の支払いでの診療を受けることができます。

##### ② 施術所

- ・医療証等を確認し、診療を行い、窓口負担額を受領する。
- ・療養費支給申請書で子ども医療費等公費の請求を石川県柔道整復師会に行います。
- ・保険給付額の請求を保険者に行います。

### ③石川県柔道整復師会

- ・療養費支給申請書の内容を審査の上、子ども医療費等公費を国保連合会に請求します。
- ・国保連合会からの支払いを受けて施術所に子ども医療費等公費を支払います。

### ④国保連合会

- ・療養費支給申請書の内容を審査の上、子ども医療費等公費を金沢市に請求します。
- ・金沢市からの支払いを受けて石川県柔道整復師会に子ども医療費等公費を支払います。

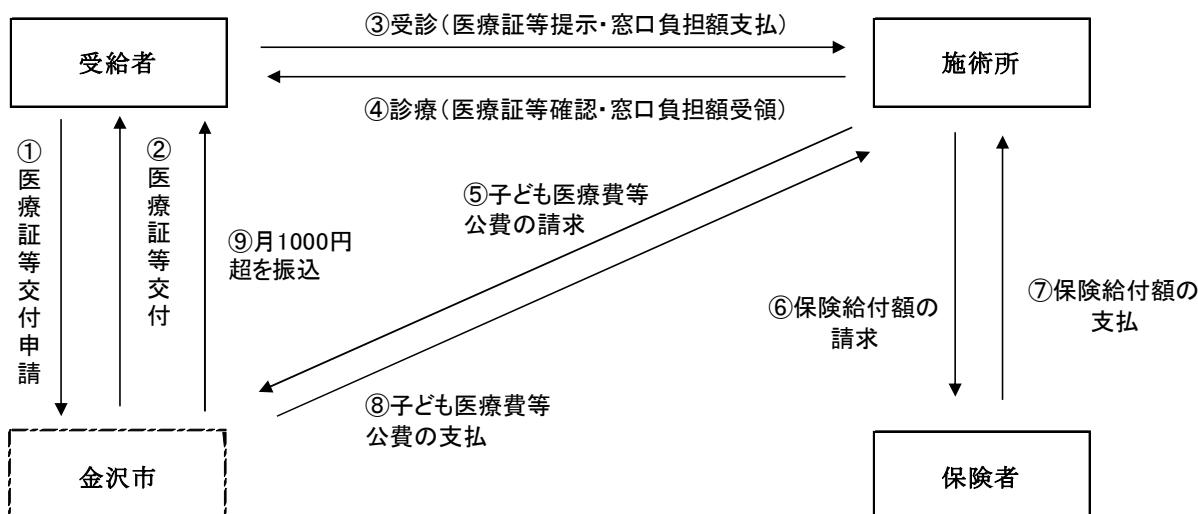
### ⑤金沢市

- ・国保連合会からの請求を受けて、子ども医療費等公費を国保連合会に支払います。
- ・現物給付により負担した額と償還払いの保険診療の一部負担金額を合算した額から1,000円を控除した額（令和5年10月診療分からひとり親児童については保険診療分全額）を保護者の口座へ振り込みます。

### ⑥保険者

- ・療養費支給申請書の内容を審査の上、保険給付額を施術所に支払います。

## 『石川県柔道整復師会非会員施術所、鍼灸マッサージ施術所の場合』



※⑨について、令和5年10月診療分以降ひとり親児童については全額振込

## 【現物給付のポイント】

### ① 受給者

- ・施術所窓口で医療証等を提示すると、窓口負担額（通院は1施術所あたり1日500円以内。令和5年10月診療分以降ひとり親児童は窓口負担額なし）の支払いでの診療を受けることができます。

## ②施術所

- ・医療証等を確認し、診療を行い、窓口負担額を受領する。
- ・療養費支給申請書で子ども医療費等公費の請求を金沢市に行います。
- ・保険給付額の請求を保険者に行います。

## ③金沢市

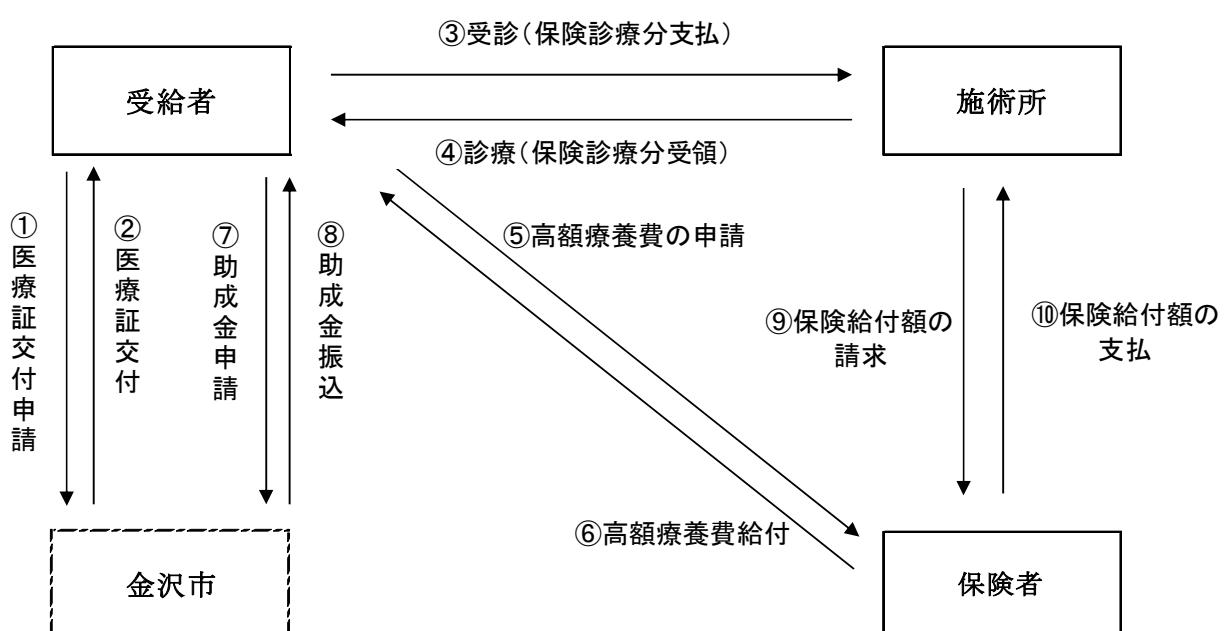
- ・療養費支給申請書の内容を審査の上、子ども医療費等公費を施術所に支払います。
- ・現物給付により負担した額と償還払いの保険診療の一部負担金額を合算した額から1,000円を控除した額（令和5年10月診療分以降ひとり親児童については保険診療分全額）を保護者の口座へ振り込みます。

## ④保険者

- ・療養費支給申請書の内容を審査の上、保険給付額を施術所に支払います。

## (2) 償還払い方式

施術所窓口では、保険診療の一部負担金を徴収します。保護者は、金沢市へ医療費の領収書を提出して助成金申請を行います。



※⑧について、令和5年10月診療分以降ひとり親児童については全額振込

### 【償還払いのポイント】

#### ①受給者

- ・診療月の翌月以降、その都度、金沢市の窓口で支給申請手続きが必要です。
- ・診療月の翌月から2年以内（ひとり親医療対象者は5年以内）に申請しないと助成を受けられません。
- ・高額療養費に該当した場合は、受給者自ら加入健康保険者に請求が必要です。
- ・医療機関の窓口での医療証等の提示は不要です。

②施術所

- ・償還払いに必要な事項が記載されている領収書または領収証明書を発行します。
- ・保険給付額の請求を保険者に行います。

③金沢市

- ・支給申請があつた翌月末に助成金を保護者の口座へ振り込みます。

④保険者

- ・療養費支給申請書の内容を審査の上、保険給付額を施術所に支払います。

## 4. 給付方法について

### (1) 現物給付方式となるもの

- ・子育て支援医療費助成対象の子どもが、現物給付取扱医療機関等に「子ども医療証」を提示して受診した場合
- ・ひとり親家庭等医療費助成対象の児童が、現物給付取扱医療機関等に「ひとり親家庭等医療費受給資格証」を提示して受診した場合

### (2) 償還払い方式となるもの

- ・医療証等を提示しなかつた場合
- ・現物給付の取扱医療機関等以外で受診した場合
- ・他の公費負担制度が適用される場合
- ・療養費払い（治療用装具等）に該当した場合
- ・訪問看護ステーションでの受診分

令和5年9月診療分まで

	現物給付	償還払い
概要	<p>窓口での支払いは、 通院：1医療機関等あたり 1日 500円 (医療費の本人負担が500円未満の場合は、その額) 入院：1レセプト 1,000円 調剤：無料</p> <p>保険診療の一部負担金額との差額分は、金沢市から医療機関等に支払う。</p>	<p>窓口で保険診療の一部負担金額を支払う。 助成金の申請が必要。</p>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援医療費助成対象の子ども</li> <li>・ひとり親家庭等医療費助成対象の児童</li> </ul>	左記対象者で、現物給付にならないもの
取扱い医療機関等	石川県内の病院・診療所・薬局・施術所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外を含む病院・診療所・薬局・施術所</li> <li>・訪問看護ステーション</li> </ul>
審査支払機関	石川県国民健康保険連合会	なし

令和5年10月診療分から

	現物給付	償還払い
概要	<p>窓口での支払いは、</p> <p>・子育て支援医療費助成対象の子ども</p> <p>    <u>入院：無料</u></p> <p>    <u>通院：1日500円</u></p> <p>    <u>調剤：無料</u></p> <p>・ひとり親家庭等医療費助成対象の児童</p> <p>    <u>入院：無料</u></p> <p>    <u>通院：無料</u></p> <p>    <u>調剤：無料</u></p>	窓口で保険診療の一部負担金額を支払う。
対象者	保険診療の一部負担金額との差額分は、市から医療機関に支払う。	助成金の申請が必要。 左記対象者で、現物給付にならないもの
取扱い医療機関等	石川県内の病院・診療所・薬局・施術所	・県外を含む病院・診療所・薬局・施術所 ・訪問看護ステーション
審査支払機関	石川県国民健康保険連合会	なし

## 5. 施術所での取扱いについて

### (1) 医療証等の確認

現物給付を行うには、金沢市が発行する医療証等が必要になります。施術所の窓口では、受診の都度、医療証等の提示を求め、内容を確認していただくようお願いいたします。なお、受給者の住所に変更がないかのご確認も併せてお願いいたします。

※金沢市における医療証等提示の周知、転出者への対応

- ・金沢市において、資格認定申請時に医療証等提示の説明を行います。
- ・医療証等の裏面や制度説明チラシに毎回提示する旨の記載をします。

## (2) 有効期間の確認

医療証等には有効期間が記載されていますので、期間内の受診であるか確認してください。

## (3) 公費負担者番号（現物給付）

公費負担者番号は、8桁の算用数字から構成されています。

令和5年9月診療分まで

○子ども医療証（入院・通院）

法別		都道府県		実施機関			検証
8	9	1	7	4	0	2	3

○ひとり親家庭等医療費受給資格者証（児童　入院・通院）

法別		都道府県		実施機関			検証
9	1	1	7	4	0	2	9

令和5年10月診療分から

○子ども医療証（入院）

法別		都道府県		実施機関			検証
8	8	1	7	4	0	2	4

○子ども医療証（通院）

法別		都道府県		実施機関			検証
8	9	1	7	4	0	2	3

○ひとり親家庭等医療費受給資格者証（児童　入院・通院）

法別		都道府県		実施機関			検証
9	0	1	7	4	0	2	0

#### (4) 医療証等

令和5年10月からの子ども医療証

令和5年9月末に下記の「金沢市子ども医療証」を交付します。一斉切り替えとなりますので令和5年10月診療分より旧様式(はがきサイズ・カードサイズ)の「子ども医療証」は使用できませんので御注意下さい。

金沢市子ども医療証	公費負担者番号 88174024
医療証番号	1234567
有効期間	令和5年10月1日から令和21年3月31日まで
子ども	住所 金沢市広坂1丁目1番1号
	氏名 石川 次郎
	生年月日 令和 2年 4月 2日
保護者氏名	石川 太郎
窓口負担額	
入院 無料	
令和5年10月1日交付	石川県 金沢市長 印
金沢市子ども医療証	公費負担者番号 89174023
医療証番号	1234567
有効期間	令和5年10月1日から令和18年3月31日まで
子ども	住所 金沢市広坂1丁目1番1号
	氏名 石川 次郎
	生年月日 令和 2年 4月 2日
保護者氏名	石川 太郎
窓口負担額	
通院 1医療機関あたり1日500円 調剤 無料(保険薬局における保険調剤)	
令和5年10月1日交付	石川県 金沢市長 印

※裏面には注意事項を記載します。

ひとり親家庭等医療費受給資格証 (児童) 白色・現物給付

金沢市ひとり親家庭等医療費受給資格証		公費負担者番号 90174020
受給資格証番号		1234567
有効期間		令和5年10月1日から令和6年9月30日まで
申請者	住所	金沢市広坂1丁目1番1号
	氏名	金沢 花子
受給者	氏名	金沢 一郎
	生年月日	平成19年 5月 1日
窓口負担額		
通院 無料		
入院 無料		
調剤 無料 (保険薬局における保険調剤)		
令和5年10月1日交付		石川県 金沢市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

※裏面には注意事項を記載します。

(5) 窓口での徴収方法 (現物給付方式)

- 1施術所あたり1日500円を徴収してください。  
(ただし令和5年10月診療分以降ひとり親児童に関しては窓口負担0円)
- 保険診療の一部負担金額が500円に満たない場合は、当該保険診療の一部負担金額を徴収してください。なお、この場合に、子ども医療費等の公費は発生しませんが、後日、金沢市から保護者へ医療費を償還する際のデータとして必要ですので、療養費支給申請書に公費負担者番号・医療証番号等の記載をお願いします。
- 同じ施術所に1日に複数回受診した場合でも、1日500円までの徴収となります。

(例) 同一施術所における通院 (未就学児)

総医療費 15,000円			
通院1回目	窓口 500	公費 2,500	医療保険 12,000
総医療費 9,000円			
通院2回目	窓口 500	公費 1,300	医療保険 7,200
総医療費 5,000円			
通院3回目	窓口 500	公費 500	医療保険 4,000
総医療費 2,000円			
通院4回目	窓口 400	医療保険 1,600	

◆窓口での負担額は、

$$500+500+500+400=\underline{1,900} \text{ 円}$$

◆1か月 1,000円を超えた分は、後日、金沢市から保護者の口座に振り込まれます。

$$1,900-1,000=\underline{900} \text{ 円} \text{ (後日振込み)}$$

◆公費分は、金沢市から施術所に支払われます。

$$2,500+1,300+500=\underline{4,300} \text{ 円}$$

◆保険者負担分

$$12,000+7,200+4,000+1,600=\underline{24,800} \text{ 円}$$

## 6. 療養費支給申請書の記載要領（現物給付）

### （1）療養費支給申請書作成にあたっての留意点

①子ども医療費等公費は療養費支給申請書で請求します。

②子ども医療費等公費は、他の公費負担制度を優先します。他の公費負担制度を適用する場合は、子ども医療費等公費は適用されません。

③子ども医療費等公費の自己負担額は1円単位で記載します。

④保険診療の一部負担金額が子ども医療費等公費の窓口負担額に満たない場合は、一部負担金額を公費の一部負担金欄に記載します。

⑤1日のうち、同一の施術所に複数回受診した場合でも、1日500円までの自己負担とします。

## (2) 療養費支給申請書の記載事例

※以下の事例で示す「子ども医療費」の取扱いは令和5年9月診療分までの「ひとり親家庭等医療費（児童）」でも同様です。

### 事例1 通院の窓口負担額が1日500円（通院3日）の場合（未就学児）

公費①	89174023	保険者番号	00170027
公費②			

施術の内容（負傷名、日数、明細等）

合計	8,000 円
一部負担金	1,500 円
請求金額	100 円

※未就学児で例示していますが、就学児でも医療保険の負担割合以外の考え方は同じです。

### 療養の給付の請求額

- ・医療保険  $8,000 \text{ 点} \times 1 \text{ 円} \times 8 \text{ 割} = 6,400 \text{ 円}$
- ・子ども医療費等自己負担金  $500 \text{ 円} \times 3 \text{ 日} = 1,500 \text{ 円}$
- ・子ども医療費等公費  $8,000 \text{ 点} \times 1 \text{ 円} \times 2 \text{ 割} - 1,500 \text{ 円} = 100 \text{ 円}$

### 事例2 子ども医療費の対象とならない医療があった場合

（通院の窓口負担額が1日500円の場合：未就学児）

この事例では、子ども医療費等公費の対象とならない医療（医療証等の提示なし）が3日の内、1日あります。その分の医療は子ども医療費等公費の対象となりません。

公費①	89174023	保険者番号	00170027
公費②			

施術の内容（負傷名、日数、明細等）

合計	6,000 円
一部負担金	1,000 円
請求金額	200 円

### 療養の給付の請求額

- ・医療保険  $9,000 \text{ 点} \times 1 \text{ 円} \times 8 \text{ 割} = 7,200 \text{ 円}$
- ・子ども医療費等自己負担金  $500 \text{ 円} \times 2 \text{ 日} = 1,000 \text{ 円}$
- ・子ども医療費等公費  $6,000 \text{ 点} \times 1 \text{ 円} \times 2 \text{ 割} - 1,000 \text{ 円} = 200 \text{ 円}$
- ・公費外自己負担額  $(9,000 \text{ 点} - 6,000 \text{ 点}) \times 1 \text{ 円} \times 2 \text{ 割} = 600 \text{ 円}$

※公費外分の医療については、金沢市へ療養費支給申請書を提出する必要はありません。

※受給者が窓口で支払う総額は、窓口負担額と公費外自己負担額を合わせて 1,600 円になります。公費外自己負担額の 600 円については、受給者が領収証を持って市の窓口で償還手続きをすることにより還付されます。

### 事例 3 1日の窓口負担額が 500 円未満の場合：未就学児

公費①	89174023	保険者番号	00170027
公費②			
施術の内容(負傷名、日数、明細等)			
合計	1,930 円		
一部負担金	386 円		
請求金額	0 円		

### 療養の給付の請求額

- ・医療保険  $1,930 \text{ 点} \times 1 \text{ 円} \times 8 \text{ 割} = 1,544 \text{ 円}$
- ・子ども医療費等自己負担金  $1,930 \text{ 点} \times 1 \text{ 円} \times 2 \text{ 割} = 386 \text{ 円} < 500 \text{ 円}$
- ・子ども医療費等公費 0 円

※ 保険診療の一部負担金額が 500 円に満たない場合は、保険診療の一部負担金額と同額が子ども医療費の窓口負担額になります。

※ 一部負担金額は、1 円単位で記載します。

※以下の事例で示す取扱いは令和5年10月  
診療分以降の「ひとり親家庭等医療費（児  
童）」の場合です。

#### 事例4 通院の窓口負担額が無料（通院3日）の場合（未就学児）

公費①	90174020	保険者番号	00170027
公費②			

施術の内容（負傷名、日数、明細等）

合計	8,000 円
一部負担金	0 円
請求金額	1,600 円

※未就学児で例示  
していますが、就  
学児でも医療保険  
の負担割合以外の  
考え方は同じで  
す。

#### 療養の給付の請求額

- ・医療保険  $8,000 \text{ 点} \times 1 \text{ 円} \times 8 \text{ 割} = 6,400 \text{ 円}$
- ・ひとり親家庭等医療費自己負担金 無料
- ・ひとり親家庭等医療費公費  $8,000 \text{ 点} \times 1 \text{ 円} \times 2 \text{ 割} = 1,600 \text{ 円}$

## Q & A 編

### (1) 窓口負担額について

Q1 保険診療の一部負担金額が子ども医療費等の窓口負担額(通院1日あたり500円)に満たない場合は、窓口で徴収する金額はどうなるのですか。

A1 保険診療の一部負担金額を徴収してください。例えば、保険診療の一部負担金額が480円の場合、480円を窓口で徴収してください。

Q2 1日のうち同一の施術所に2回受診した場合、子ども医療費の窓口負担額はどのようになるのですか。

A2 子ども医療費の窓口負担額は、通院は1施術所ごとに1日500円まで徴収しますので、1回目に既に500円徴収した場合は、2回目以降は徴収しません。なお、1回目の窓口負担額が300円の場合は、2回目に200円まで徴収します。

Q3 1日のうち複数の施術所に受診した場合、子ども医療費の窓口負担額はどのようになるのですか。

A3 施術所ごとに窓口負担額を徴収します。

Q4 他の公費負担制度がある場合、子ども医療費の窓口負担額はどのようになるのですか。

A4 他の公費負担制度を優先適用し、子ども医療費の現物給付の適用とはなりません（他公費との併用不可）。他の公費負担制度の自己負担金を窓口で支払い、領収書を持って金沢市に申請する償還払いとなります。

ただし、特定の疾病にのみ適用される公費であって、当該公費が適用される医療費以外の医療費については、子ども医療費の現物給付の対象となります。

Q5 1か月の自己負担額は1,000円上限とされていますが、受給者が3日以上受診した場合の1,000円を超える部分の自己負担は、受給者にどのように還付されるのですか。

A5 受給者には金沢市から1,000円を超える部分について、自動的に振り込まれます。ただし、現物給付とならなかったものについては、償還払いの手続きが必要です。

## (2) 医療証等について

Q1 医療証等の確認は、月初めに行えば同一月内は省略してもよいですか。

A1 子ども医療費等助成事業では、医療証等が発行されている市町に居住（住民登録）することが助成要件の一つであるため、他の公費負担制度と比較すると、常時、資格喪失の可能性があります。このため、過誤の発生を防止する観点から、必ず受診の都度、医療証等と住所変更の有無を確認してください。受診時に医療証等を確認できない場合は、償還払い取り扱ってください。

Q2 受給者が医療証等を忘れて持参しなかった場合の窓口負担額はどのように扱うのですか。

A2 医療証等の提示がない場合は、子ども医療費等公費を適用せず、保険診療の一部負担金額（2割又は3割）を徴収することとなります。なお、受給者は後日金沢市の窓口で償還手続きを行うこととなります。

Q3 月途中でA市からB市へ住居を移した場合、医療証等はどのような取り扱いになるのですか。

A3 他市町へ住居を移した場合は、転出日もしくは転入日の前日をもって医療証等の効力が喪失されますので、B市の医療証等の提示がない場合は保険診療の一部負担金額の徴収をお願いします。

## (3) 子ども医療費の請求について

Q1 子ども医療費の請求はどこに、どのように行うのですか。

A1 子ども医療費の請求は、石川県柔道整復師会に加入している場合は、石川県柔道整復師会へ、加入していない場合は金沢市へ、療養費支給申請書により行っていただきます。

Q2 保険診療の一部負担金額が子ども医療費の窓口負担額（通院1日あたり500円）に満たない場合でも、療養費支給申請書を提出する必要がありますか。

A2 月額負担額1,000円を超えた金額を金沢市から保護者へ償還する際のデータとして必要ですので、金沢市への請求がなくても、療養費支給申請書に公費負担者番号・医療証番号等必要事項を記載し、金沢市への提出をお願いします。

Q3 受給者資格がなかった場合などは、療養費支給申請書が返戻されるのですか。

A3 「医療証等を確認しなかった（受給資格がない）」や「医療証等の有効期間を経過していた」など、明らかに施術所側の確認ミス等が原因による過誤については、療養費支給申請書を返戻する場合がありますのでご注意願います。

Q4 子どもの加入する保険者の所在地は、石川県外でも問題ありませんか。

A4 保険者の所在地は関係ありません。